

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和7年10月)

(下線の部分は改定部分)

< 改正後（令和7年10月） >	< 現 行（令和6年10月） >	備考
宮城県農業土木工事共通仕様書 目 次 第1編 共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1 適用 1 ～ 5 [略] [削る。] <u>6</u> [略] <u>7</u> [略] 1-1-1～1-1-4 [略] <u>1-1-5 ワンデーレスポンス</u> 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。 1-1-<u>6</u>～1-1-<u>22</u> [略] 1-1-<u>23</u> 建設副産物 1 [略] 2 受注者は、<u>産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に提示</u>しなければならない。 3～15 [略] 1-1-<u>24</u> 特定建設資材の分別解体、再資源化等の適正な措置 1 [略] 2 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第18条第1項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。 なお、この書面は、本章1-1-<u>23</u>建設副産物 <u>10</u>に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。 1-1-<u>25</u>～<u>28</u> [略] 1-1-<u>29</u> 工事完成検査 1 ～ 4 [略] 5 受注者は、製作工場における完成検査に当たり、本章1-1-<u>26</u>監督職員による検査（確認含む）、立会等の3に準じなければならない。 1-1-<u>30</u> 出来高検査 1 ～ 2 [略] 3 受注者は、検査職員の指示による修補について、本章1-1-<u>29</u>工事完成検査4の規定に従うものとする。 4 受注者は、製作工場における検査に当たり、本章1-1-<u>26</u>監督職員による検査（確認含む）、立会等の3に準じなければならない。 1-1-<u>31</u>～<u>33</u> [略]	宮城県農業土木工事共通仕様書 目 次 第1編 共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1 適用 1 ～ 5 [略] <u>6 受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督職員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書第27条に定める内容等の処置を行う場合は、この限りではない。</u> <u>7</u> [略] <u>8</u> [略] 1-1-1～1-1-4 [略] [新設] 1-1-<u>5</u>～1-1-<u>21</u> [略] 1-1-<u>22</u> 建設副産物 1 [略] 2 受注者は、<u>建設副産物が搬出される工事施工に当たり、建設発生土は搬出帳票、産業廃棄物は廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に関係資料を提出</u>しなければならない。 3～15 [略] 1-1-<u>23</u> 特定建設資材の分別解体、再資源化等の適正な措置 1 [略] 2 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第18条第1項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、監督職員に報告しなければなら ない。 なお、この書面は、本章1-1-<u>22</u>建設副産物 <u>6</u>に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。 1-1-<u>24</u>～<u>27</u> [略] 1-1-<u>28</u> 工事完成検査 1 ～ 4 [略] 5 受注者は、製作工場における完成検査に当たり、本章1-1-<u>25</u>監督職員による検査（確認含む）、立会等の3に準じなければならない。 1-1-<u>29</u> 出来高検査 1 ～ 2 [略] 3 受注者は、検査職員の指示による修補について、本章1-1-<u>28</u>工事完成検査4の規定に従うものとする。 4 受注者は、製作工場における検査に当たり、本章1-1-<u>25</u>監督職員による検査（確認含む）、立会等の3に準じなければならない。 1-1-<u>30</u>～<u>32</u> [略]	

< 改定後（令和 7 年 10 月） >	< 現 行（令和 6 年 10 月） >	備考
1－1－<u>3.4</u> 週休二日の対応 1 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 2 受注者は、原則「現場閉所型」による 4 週 8 休以上の休日を確保すること。ただし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、発注者と の協議により、「交替制」による 4 週 8 休以上の休日の確保に努めなければならない。 1－1－<u>3.5</u> [略] 1－1－<u>3.6</u> 工事中の安全管理 1 受注者は、<u>最新</u>の土木工事等施工技術安全指針（平成 21 年 3 月 30 日付け 20 農振第 2236 号農林水産省農村振興局整備部長通知）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。 2 ～ 20 [略] 1－1－<u>3.7</u>～<u>4.0</u> [略] 1－1－<u>4.1</u> 環境対策 1 [略] 2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督職員に<u>連絡</u>し、監督職員の指示があればそれに応じなければならない。 第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、本章 1－1－<u>45</u> 官公庁への手続き等 6 及び 7 の規定により対応しなければならない。 3～9 [略] 1－1－<u>4.2</u>～<u>4.3</u> [略] 1－1－<u>4.4</u> 諸法令、諸法規の遵守 1 受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任 は受注者が負うものとする。 なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次に掲げる法律及びこれらに 関連する法令である。 （1）～（68） [略] （69）<u>個人情報の保護に関する法律</u> （平成 15 年法律第 <u>5.7</u> 号） （70）～（72） [略] 1－1－<u>4.5</u>～<u>4.9</u> [略] 1－1－<u>5.0</u> 不可抗力による損害 1 契約書第 31 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に定めるものをいう。 <u>（1）波浪、高潮に起因する場合</u> <u>波浪、高潮が想定している設計条件以上、又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合</u> <u>（2）降雨に起因する場合</u> 次のいずれかに該当する場合 イ 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80 mm 以上 ロ 1 時間雨量（任意の 60 分間における雨量をいう。）が 20 mm 以上 <u>ハ 連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150mm 以上</u> <u>エ その他設計図書で定めた基準</u>	1－1－<u>5.2</u> 週休二日の対応 <u>〔移設〕</u> 1－1－<u>3.3</u> [略] 1－1－<u>3.4</u> 工事中の安全管理 1 受注者は、土木工事等施工技術安全指針（平成 21 年 3 月 30 日付け 20 農振第 2236 号農林水産省農村振興局整備部長通知）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。 2 ～ 20 [略] 1－1－<u>3.5</u>～<u>3.8</u> [略] 1－1－<u>3.9</u> 環境対策 1 [略] 2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督職員に<u>報告</u>し、監督職員の指示があればそれに応じなければならない。 第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、本章 1－1－<u>43</u> 官公庁への手続き等 6 及び 7 の規定により対応しなければならない。 3～9 [略] 1－1－<u>4.0</u>～<u>4.1</u> [略] 1－1－<u>4.2</u> 諸法令、諸法規の遵守 1 受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任 は受注者が負うものとする。 なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次に掲げる法律及びこれらに 関連する法令である。 （1）～（68） [略] （69）<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</u> （平成 15 年法律第 <u>5.8</u> 号） （70）～（72） [略] 1－1－<u>4.3</u>～<u>4.7</u> [略] 1－1－<u>5.0</u> 不可抗力による損害 1 契約書第 31 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に定めるものをいう。 <u>〔新設〕</u> <u>（1）降雨に起因する場合</u> 次のいずれかに該当する場合 イ 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80 mm 以上 ロ 1 時間雨量（任意の 60 分間における雨量をいう。）が 20 mm 以上 <u>〔新設〕</u>	

< 改定後（令和 7 年 10 月） >	< 現 行（令和 6 年 10 月） >	備考																																										
（<u>3</u>）強風に起因する場合 最大風速（10 分間の平均風速で最大のもの）が 15m／秒以上あった場合 <u>（4）河川沿いの施設に当たっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合</u> （<u>5</u>）地震、津波、豪雪に起因する場合 周囲の状況により判断し、相当の範囲に<u>わたって</u>、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合 2 契約書第 3 1 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章 1－1－<u>36</u> 工事中の安全管理及び契約書第 28 条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。 1－1－<u>5 1</u>～<u>5 3</u> [略] 1－1－<u>3 4</u> 週休二日の対応 [移設] 1－1－<u>5 4</u> [略] 第 2 編 材料 第 1 節 ～ 第 3 節 [略] 第 4 節 石材及び骨材 2－4－<u>1</u>～<u>9</u> [略] 2－4－1 0 コンクリート用骨材 1 設計図書に示す場合を除き、次の規格に適合したもの及びコンクリート標準示方書（（公社）土木学会）によるもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 （1）～（6）[略] （7）J I S A 5308（レディミクストコンクリート）附属書 <u>J A</u>（レディミクストコンクリート用骨材） 2・3 [略] 2－4－11 [略] 第 5 節 鋼 材 2－5－1 [略] 2－5－2 鋼 材 鋼材は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 1～3 [略] 4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 （1）～（8）[略] [削る。] <table border="0"> <tr> <td>（<u>9</u>）J I S G 5526（ダクタイル鋳鉄管）</td> <td>記号</td> <td>D 1～4、5</td> </tr> <tr> <td>（<u>10</u>）J I S G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）</td> <td>記号</td> <td>D F</td> </tr> <tr> <td>（<u>11</u>）J D P A G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管）</td> <td>記号</td> <td>D A～D D</td> </tr> <tr> <td>（<u>12</u>）J D P A G 1029（推進工法用ダクタイル鋳鉄管）</td> <td>記号</td> <td>D 1～D 5、D P F</td> </tr> <tr> <td>（<u>13</u>）J D P A G 1042（N S 形ダクタイル鋳鉄管）</td> <td>記号</td> <td>D 1、D 2、D S</td> </tr> <tr> <td>（<u>14</u>）J D P A G 1046（P N 形ダクタイル鋳鉄管）</td> <td>記号</td> <td>D 1～D 4</td> </tr> <tr> <td>（<u>15</u>）J D P A G 1053-2020（A L W 形ダクタイル鋳鉄管）</td> <td>記号</td> <td>A L 1、A L 2、A W</td> </tr> </table> 5 [略] 2－5－3～7 [略]	（ <u>9</u> ）J I S G 5526（ダクタイル鋳鉄管）	記号	D 1～4、5	（ <u>10</u> ）J I S G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）	記号	D F	（ <u>11</u> ）J D P A G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管）	記号	D A～D D	（ <u>12</u> ）J D P A G 1029（推進工法用ダクタイル鋳鉄管）	記号	D 1～D 5、D P F	（ <u>13</u> ）J D P A G 1042（N S 形ダクタイル鋳鉄管）	記号	D 1、D 2、D S	（ <u>14</u> ）J D P A G 1046（P N 形ダクタイル鋳鉄管）	記号	D 1～D 4	（ <u>15</u> ）J D P A G 1053-2020（A L W 形ダクタイル鋳鉄管）	記号	A L 1、A L 2、A W	（2）強風に起因する場合 最大風速（10 分間の平均風速で最大のもの）が 15m／秒以上あった場合 [新設] （<u>3</u>）地震、津波、<u>高潮及び</u>豪雪に起因する場合 <u>地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあっては</u>、周囲の状況により判断し、相当の範囲に<u>渡って</u>、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合 2 契約書第 3 1 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章 1－1－<u>34</u> 工事中の安全管理及び契約書第 28 条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。 1－1－<u>4 9</u>～<u>5 1</u> [略] 1－1－<u>5 2</u> 週休二日の対応 1 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 2 受注者は、原則「現場閉所型」による 4 週 8 休以上の休日確保すること。ただし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、発注者と の協議により、「交替制」による 4 週 8 休以上の休日の確保に努めなければならない。 1－1－<u>5 3</u> [略] 第 2 編 材料 第 1 節 ～ 第 3 節 [略] 第 4 節 石材及び骨材 2－4－<u>1</u>～<u>9</u> [略] 2－4－1 0 コンクリート用骨材 1 設計図書に示す場合を除き、次の規格に適合したもの及びコンクリート標準示方書（（公社）土木学会）によるもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 （1）～（6）[略] （7）J I S A 5308（レディミクストコンクリート）附属書 <u>A</u>（レディミクストコンクリート用骨材） 2・3 [略] 2－4－1 1 [略] 第 5 節 鋼 材 2－5－1 [略] 2－5－2 鋼 材 鋼材は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 1～3 [略] 4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 （1）～（8）[略] <u>（9）J I S G 5525（排水用鋳鉄管）</u> <table border="0"> <tr> <td>（<u>10</u>）J I S G 5526（ダクタイル鋳鉄管）</td> <td>記号</td> <td>D 1～4、5</td> </tr> <tr> <td>（<u>11</u>）J I S G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）</td> <td>記号</td> <td>D F</td> </tr> <tr> <td>（<u>12</u>）J D P A G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管）</td> <td>記号</td> <td>D A～D D</td> </tr> <tr> <td>（<u>13</u>）J D P A G 1029（推進工法用ダクタイル鋳鉄管）</td> <td>記号</td> <td>D 1～D 5、D P F</td> </tr> <tr> <td>（<u>14</u>）J D P A G 1042（N S 形ダクタイル鋳鉄管）</td> <td>記号</td> <td>D 1、D 2、D S</td> </tr> <tr> <td>（<u>15</u>）J D P A G 1046（P N 形ダクタイル鋳鉄管）</td> <td>記号</td> <td>D 1～D 4</td> </tr> <tr> <td>（<u>16</u>）J D P A G 1053-2020（A L W 形ダクタイル鋳鉄管）</td> <td>記号</td> <td>A L 1、A L 2、A W</td> </tr> </table> 5 [略] 2－5－3～7 [略]	（ <u>10</u> ）J I S G 5526（ダクタイル鋳鉄管）	記号	D 1～4、5	（ <u>11</u> ）J I S G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）	記号	D F	（ <u>12</u> ）J D P A G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管）	記号	D A～D D	（ <u>13</u> ）J D P A G 1029（推進工法用ダクタイル鋳鉄管）	記号	D 1～D 5、D P F	（ <u>14</u> ）J D P A G 1042（N S 形ダクタイル鋳鉄管）	記号	D 1、D 2、D S	（ <u>15</u> ）J D P A G 1046（P N 形ダクタイル鋳鉄管）	記号	D 1～D 4	（ <u>16</u> ）J D P A G 1053-2020（A L W 形ダクタイル鋳鉄管）	記号	A L 1、A L 2、A W	
（ <u>9</u> ）J I S G 5526（ダクタイル鋳鉄管）	記号	D 1～4、5																																										
（ <u>10</u> ）J I S G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）	記号	D F																																										
（ <u>11</u> ）J D P A G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管）	記号	D A～D D																																										
（ <u>12</u> ）J D P A G 1029（推進工法用ダクタイル鋳鉄管）	記号	D 1～D 5、D P F																																										
（ <u>13</u> ）J D P A G 1042（N S 形ダクタイル鋳鉄管）	記号	D 1、D 2、D S																																										
（ <u>14</u> ）J D P A G 1046（P N 形ダクタイル鋳鉄管）	記号	D 1～D 4																																										
（ <u>15</u> ）J D P A G 1053-2020（A L W 形ダクタイル鋳鉄管）	記号	A L 1、A L 2、A W																																										
（ <u>10</u> ）J I S G 5526（ダクタイル鋳鉄管）	記号	D 1～4、5																																										
（ <u>11</u> ）J I S G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）	記号	D F																																										
（ <u>12</u> ）J D P A G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管）	記号	D A～D D																																										
（ <u>13</u> ）J D P A G 1029（推進工法用ダクタイル鋳鉄管）	記号	D 1～D 5、D P F																																										
（ <u>14</u> ）J D P A G 1042（N S 形ダクタイル鋳鉄管）	記号	D 1、D 2、D S																																										
（ <u>15</u> ）J D P A G 1046（P N 形ダクタイル鋳鉄管）	記号	D 1～D 4																																										
（ <u>16</u> ）J D P A G 1053-2020（A L W 形ダクタイル鋳鉄管）	記号	A L 1、A L 2、A W																																										

< 改定後（令和 7 年 10 月） >	< 現 行（令和 6 年 10 月） >	備考																												
第 6 節～第 8 節　〔略〕 第 9 節　合成樹脂製品等 2－9－1　一般事項 1　〔略〕 〔削る。〕 第 1 0 節～第 1 3 節　〔略〕 第 3 編　施行共通事項 第 1 節　〔略〕 第 2 節　一般事項 3－3－1　〔略〕 3－3－2　一般事項 1　施工計画 （1）　受注者は、施工計画樹立に当たり、第 1 編 1－1－<u>6</u> 施工計画書によるほか、関連工事との関係により工程に制約を受ける部分について、設計図書に従い関連工事受注　者と協議の上、作成するものとする。 （2）　〔略〕 2～8　〔略〕 第 3 節　土工 3－3－1～3－3－7 〔略〕 3－3－8　作業残土処理工 1　受注者は、建設発生土について、第 1 編 1－1－<u>23</u> 建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。 2～4　〔略〕 第 4 節～第 6 節　〔略〕 第 7 節　コンクリート 3－7－1～3－7－3 〔略〕 3－7－4　材料の計量 1　現場配合による場合の材料の計量 1 回当たりの計量値の許容差は、表　3-7-1 の値以下でなければならない。 <table><tr><th colspan="2">表 3-7-1　計量値の許容差</th></tr><tr><th>材料の種類</th><th>計量値の許容差（％）</th></tr><tr><td>水</td><td>1</td></tr><tr><td>セメント</td><td>1</td></tr><tr><td>骨材</td><td>3</td></tr><tr><td>混和材</td><td>2※</td></tr><tr><td>混和剤</td><td>3</td></tr></table> ※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、<u>1（％）とする。</u> 2　〔略〕 3　受注者は、各材料をバッチ分ずつ質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、表 3-7-1 に示した許容差内である場合、<u>体積</u>で計量してもよい。 なお、バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して、これを定めなければならない。 3－7－5～3－7－1 0　〔略〕	表 3-7-1　計量値の許容差		材料の種類	計量値の許容差（％）	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	第 6 節～第 8 節　〔略〕 第 9 節　合成樹脂製品等 2－9－1　一般事項 1　〔略〕 <u>2　陶管は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</u> <u>（1）　J I S　R　1201（陶管）</u> 第 1 0 節～第 1 3 節　〔略〕 第 3 編　施行共通事項 第 1 節　〔略〕 第 2 節　一般事項 3－3－1　〔略〕 3－3－2　一般事項 1　施工計画 （1）　受注者は、施工計画樹立に当たり、第 1 編 1－1－<u>5</u> 施工計画書によるほか、関連工事との関係により工程に制約を受ける部分について、設計図書に従い関連工事受注　者と協議の上、作成するものとする。 （2）　〔略〕 2～8　〔略〕 第 3 節　土工 3－3－1～3－3－7 〔略〕 3－3－8　作業残土処理工 1　受注者は、建設発生土について、第 1 編 1－1－<u>22</u> 建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。 2～4　〔略〕 第 4 節～第 6 節　〔略〕 第 7 節　コンクリート 3－7－1～3－7－3 〔略〕 3－7－4　材料の計量 1　現場配合による場合の材料の計量 1 回当たりの計量値の許容差は、表 3-7-1 の値以下でなければならない。 <table><tr><th colspan="2">表 3-7-1　計量値の許容差</th></tr><tr><th>材料の種類</th><th>最大値（％）</th></tr><tr><td>水</td><td>1</td></tr><tr><td>セメント</td><td>1</td></tr><tr><td>骨材</td><td>3</td></tr><tr><td>混和材</td><td>2※</td></tr><tr><td>混和剤</td><td>3</td></tr></table> ※高炉スラグ微粉末の<u>場合は、1（％）以内</u> 2　〔略〕 3　受注者は、各材料をバッチ分ずつ質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、表 3-7-1 に示した許容差内である場合、<u>容積</u>で計量してもよい。 なお、バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して、これを定めなければならない。 3－7－5～3－7－1 0　〔略〕	表 3-7-1　計量値の許容差		材料の種類	最大値（％）	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	
表 3-7-1　計量値の許容差																														
材料の種類	計量値の許容差（％）																													
水	1																													
セメント	1																													
骨材	3																													
混和材	2※																													
混和剤	3																													
表 3-7-1　計量値の許容差																														
材料の種類	最大値（％）																													
水	1																													
セメント	1																													
骨材	3																													
混和材	2※																													
混和剤	3																													

< 改定後（令和 7 年 10 月） >	< 現 行（令和 6 年 10 月） >	備考																																																
3－7－1 1 養生 1 [略] 2 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態を保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、<u>施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。</u>通常のコンクリート工事におけるコンクリート<u>の湿潤養生期間は、表 3-7-2 を目安とする。</u> [削る。] 表 3-7-2 コンクリートの<u>湿潤</u>養生期間の<u>目安</u> <table><tr><th>日平均気温</th><th>高炉セメントB種</th><th>普通ポルトランドセメント</th><th>早強ポルトランドセメント</th><th><u>中庸熱ポルトランドセメント</u></th><th><u>低熱ポルトランドセメント</u></th></tr><tr><td>15℃以上</td><td>7 日</td><td>5 日</td><td>3 日</td><td><u>8 日</u></td><td><u>10 日</u></td></tr><tr><td>10℃以上</td><td>9 日</td><td>7 日</td><td>4 日</td><td><u>9 日</u></td><td><u>※</u></td></tr><tr><td>5℃以上</td><td>12 日</td><td>9 日</td><td>5 日</td><td><u>12 日</u></td><td><u>※</u></td></tr></table> ※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。 注）寒中コンクリートの場合は、本章 3－10－2 寒中コンクリートによる。 3－7－1 2～1 4 [略] 第 8 節・第 9 節 [略] 第 10 節 特殊コンクリート 3－10－1 暑中コンクリート 1・2 [略] 3 コンクリート打込み (1) [略] (2) 受注者は、コンクリートの温度について、<u>打込み時の上限は、所定の品質を確保できる場合は 38℃とし、それ以外の場合は 35℃とする。</u> (3)・(4) [略] 4 [略] 3－10－2 寒中コンクリート 1 [略] 2 材 料 (1) 受注者は、凍結しているか、又は氷雪の混入している骨材を用いてはならない。 (2)・(3) [略] 3 [略] 4 養生 (1)～(3) [略] (4) 受注者は、養生中コンクリートの温度を、5℃以上に保たなければならない。 また、養生期間について、特に監督職員が指示した場合のほかは、表 3-10-1 の値以上とする。 なお、養生期間の後、さらに 2 日間はコンクリートの温度を 0℃以上に保たなければならない。	日平均気温	高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	<u>中庸熱ポルトランドセメント</u>	<u>低熱ポルトランドセメント</u>	15℃以上	7 日	5 日	3 日	<u>8 日</u>	<u>10 日</u>	10℃以上	9 日	7 日	4 日	<u>9 日</u>	<u>※</u>	5℃以上	12 日	9 日	5 日	<u>12 日</u>	<u>※</u>	3－7－1 1 養生 1 [略] 2 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態を保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて<u>適切に定めなければならない。</u>通常のコンクリート工事におけるコンクリートは、<u>少なくとも次表の期間は、常に湿潤養生を行わなければならない。</u> <u>3 中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表 3-7-2 に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。</u> 表 3-7-2 コンクリートの<u>標準</u>養生期間 <table><tr><th>日平均気温</th><th>高炉セメントB種</th><th>普通ポルトランドセメント</th><th>早強ポルトランドセメント</th><th><u>[新設]</u></th><th><u>[新設]</u></th></tr><tr><td>15℃以上</td><td>7 日</td><td>5 日</td><td>3 日</td><td><u>[新設]</u></td><td><u>[新設]</u></td></tr><tr><td>10℃以上</td><td>9 日</td><td>7 日</td><td>4 日</td><td><u>[新設]</u></td><td><u>[新設]</u></td></tr><tr><td>5℃以上</td><td>12 日</td><td>9 日</td><td>5 日</td><td><u>[新設]</u></td><td><u>[新設]</u></td></tr></table> [新設] 注）寒中コンクリートの場合は、本章 3－10－2 寒中コンクリートによる。 3－7－1 2～1 4 [略] 第 8 節・第 9 節 [略] 第 10 節 特殊コンクリート 3－10－1 暑中コンクリート 1・2 [略] 3 コンクリート打込み (1) [略] (2) 受注者は、コンクリートの温度について、打込み時 <u>35℃以下を標準とする。なお、コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。</u> (3)・(4) [略] 4 [略] 3－10－2 寒中コンクリート 1 [略] 2 材 料 (1) 受注者は、凍結しているか、又は氷雪の混入している骨材を、そのまま用いてはならない。 (2)・(3) [略] 3 [略] 4 養生 (1)～(3) [略] (4) 受注者は、養生中コンクリートの温度を、5℃以上に保たなければならない。 また、養生期間について、特に監督職員が指示した場合のほかは、表 3-10-1 の値以上とする。 なお、養生期間の後、さらに 2 日間はコンクリートの温度を 0℃以上に保たなければならない。	日平均気温	高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	15℃以上	7 日	5 日	3 日	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	10℃以上	9 日	7 日	4 日	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	5℃以上	12 日	9 日	5 日	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	
日平均気温	高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	<u>中庸熱ポルトランドセメント</u>	<u>低熱ポルトランドセメント</u>																																													
15℃以上	7 日	5 日	3 日	<u>8 日</u>	<u>10 日</u>																																													
10℃以上	9 日	7 日	4 日	<u>9 日</u>	<u>※</u>																																													
5℃以上	12 日	9 日	5 日	<u>12 日</u>	<u>※</u>																																													
日平均気温	高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>																																													
15℃以上	7 日	5 日	3 日	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>																																													
10℃以上	9 日	7 日	4 日	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>																																													
5℃以上	12 日	9 日	5 日	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>																																													

< 改定後（令和 7 年 10 月） >		< 現 行（令和 6 年 10 月） >		備考
表 3-10-1 寒中コンクリートの養生期間		表 3-10-1 寒中コンクリートの養生期間		
5℃以上の温度制御 養生と所定の湿潤養 生を行った後に想定 される気象条件	養 生 温 度	セメントの種類		
		普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	高炉セメント B 種
	5℃	9 日	5 日	12 日
	10℃	7 日	4 日	9 日
	5℃	4 日	3 日	5 日
	10℃	3 日	2 日	4 日
3-10-3 [略]		3-10-3 [略]		
3-10-4 海水の作用を受けるコンクリート		3-10-4 海水の作用を受けるコンクリート		
1 [略]		1 [略]		
2 受注者は、本章 3-7-12 継目の規定によるものとする。 なお、設計図書に示す最高潮位から上 600mm 及び最低潮位から下 600mm の間のコンクリートに は、打継目を設けてはならない。 また、これ以外の場合は、監督職員の承諾を得るものとする。		2 受注者は、本章 3-7-12 継目の規定によるものとする。 なお、設計図書に示す最高潮位から上 60cm 及び最低潮位から下 60cm の間のコンクリートに は、打継目を設けてはならない。 また、これ以外の場合は、監督職員の承諾を得るものとする。		
3-10-5～6 [略]		3-10-5～6 [略]		
第 1 1 節 一般舗装工		第 1 1 節 一般舗装工		
3-11-1 [略]		3-11-1 [略]		
3-11-2 塗装準備工		3-11-2 塗装準備工		
1・2 [略]		1・2 [略]		
3 受注者は、路床面又は路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に連絡し、その処置 方法について監督職員と協議しなければならない。		3 受注者は、路床面又は路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に報告し、その処置 方法について監督職員と協議しなければならない。		
3-11-3 アスファルト舗装工		3-11-3 アスファルト舗装工		
1・2 [略]		1・2 [略]		
3 セメント及び石灰安定処理工の施工は、次によるものとする。 (1)・(2) [略] (3) 受注者は、セメント及び石灰の貯蔵に当たり、防湿構造を有する倉庫等に、品種別に区別し て貯蔵しなければならない。 (4)～(18) [略]		3 セメント及び石灰安定処理工の施工は、次によるものとする。 (1)・(2) [略] (3) 受注者は、セメント及び石灰の貯蔵に当たり、防湿的な構造を有する倉庫等に貯蔵しなけれ ばならない。 (4)～(18) [略]		
4・5 [略]		4・5 [略]		
3-11-4 コンクリート舗装工		3-11-4 コンクリート舗装工		
1 [略]		1 [略]		
2 受注者は、路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に連絡し、その処置方法につい て監督職員と協議しなければならない。		2 受注者は、路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に報告し、その処置方法につい て監督職員と協議しなければならない。		
3～27 [略]		3～27 [略]		
3-11-5 [略]		3-11-5 [略]		
第 1 2 節 [略]		第 12 節 [略]		

< 改定後（令和 7 年 10 月） >	< 現 行（令和 6 年 10 月） >	備 考
第 1 3 節 地盤改良工 3－1 3－1～3－1 3－4 [略] 3－1 3－5 締固め改良工 1 [略] 2 受注者は、施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などに影響を及ぼさないよう施工しなければならない。影響が生じた場合、直ちに監督職員へ<u>連絡</u>し、その対応方法に関して協議しなければならない。 3 [略] 3－1 3－6 固結工 1・2 [略] 3 受注者は、固結工法の施工に当たり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などへの振動の影響を把握しなければならない。 これらへの影響が発生した場合、直ちに監督職員へ<u>連絡</u>し、その対応方法に関して協議しなければならない。 4 受注者は、固結工法の施工中に地下埋設物を発見した場合、直ちに工事を中止し、監督職員に<u>連絡</u>し、その対応方法に関して協議しなければならない。 5～1 0 [略] 3－1 3－7 置換工 1・2 [略] 3 受注者は、掘削面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に<u>連絡</u>し、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。 第 1 4 節 ～ 第 1 8 節 [略] 第 1 9 節 構造物撤去工 3－1 9－1 一般事項 受注者は、工事の施工に伴い発生した建設副産物について、第 1 編 1－1－<u>23</u> 建設副産物の規定によるものとする。 3－1 9－2～4 [略] 3－1 9－5 運搬処理工 1 [略] 2 受注者は、施工上やむを得ず設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合、第 1 編 1－1－<u>23</u> 建設副産物の規定によるとともに、処分方法等について監督職員と協議しなければならない。 第 2 0 節 仮設工 3－2 0－1 一般事項 1～3 [略] 4 受注者は、仮設工の実施に先立ち、周囲の状況、地盤反力、掘削深さ、土質、地下水位、土圧、上載荷重等を十分検討し、設置場所、構造、規模、施工方法、構造計算、カタログ等を添付した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。 なお、施工計画書の作成方法については、第 1 編 1－1－<u>6</u> 施工計画書によるものとする。	第 1 3 節 地盤改良工 3－1 3－1～3－1 3－4 [略] 3－1 3－5 締固め改良工 1 [略] 2 受注者は、施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などに影響を及ぼさないよう施工しなければならない。影響が生じた場合、直ちに監督職員へ<u>報告</u>し、その対応方法に関して協議しなければならない。 3 [略] 3－1 3－6 固結工 1・2 [略] 3 受注者は、固結工法の施工に当たり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などへの振動の影響を把握しなければならない。 これらへの影響が発生した場合、直ちに監督職員へ<u>報告</u>し、その対応方法に関して協議しなければならない。 4 受注者は、固結工法の施工中に地下埋設物を発見した場合、直ちに工事を中止し、監督職員に<u>報告</u>し、その対応方法に関して協議しなければならない。 5～1 0 [略] 3－1 3－7 置換工 1・2 [略] 3 受注者は、掘削面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に<u>連絡</u>し、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。 第 1 4 節 ～ 第 1 8 節 [略] 第 1 9 節 構造物撤去工 3－1 9－1 一般事項 受注者は、工事の施工に伴い発生した建設副産物について、第 1 編 1－1－<u>23</u> 建設副産物の規定によるものとする。 3－1 9－2～4 [略] 3－1 9－5 運搬処理工 1 [略] 2 受注者は、施工上やむを得ず設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合、第 1 編 1－1－<u>22</u> 建設副産物の規定によるとともに、処分方法等について監督職員と協議しなければならない。 第 2 0 節 仮設工 3－2 0－1 一般事項 1～3 [略] 4 受注者は、仮設工の実施に先立ち、周囲の状況、地盤反力、掘削深さ、土質、地下水位、土圧、上載荷重等を十分検討し、設置場所、構造、規模、施工方法、構造計算、カタログ等を添付した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。 なお、施工計画書の作成方法については、第 1 編 1－1－<u>5</u> 施工計画書によるものとする。	

< 改定後（令和 7 年 10 月） >	< 現 行（令和 6 年 10 月） >	備 考
3－20－2～11 [略] 第21節 [略] 第2編 工事別編 第1章 ほ場整備工事 第1節～第6節 [略] 第7節 道路工 1－7－1～1－7－11 [略] 1－7－12 支線道路 1～5 [略] 6 支線道路及び耕作道路は路面に雨水がたまらないような施工とすること。 第2章 農用地造成工事 第1節～第7節 [略] 第8節 ほ場内沈砂池工 2－8－1 ほ場内沈砂池工 1～4 [略] 5 受注者は、ほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第1編1－1－<u>23</u>建設副産物の規定によるものとする。 第9節 [略] 第1章 [略] 第2章 水路トンネル工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 4－2－1 [略] 4－2－2 一般事項 1・2 [略] 3 保安 （1） [略] （2）受注者は、施工中異常を発見した場合、及び出水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合<u>には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。</u> ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、直ちに監督職員に<u>連絡</u>するものとする。 4 [略] 第3節～第8節 [略] 第3章 [略]	3－20－2～11 [略] 第21節 [略] 第2編 工事別編 第1章 ほ場整備工事 第1節～第6節 [略] 第7節 道路工 1－7－1～1－7－11 [略] 1－7－12 支線道路 1～5 [略] 6 支線道路及び耕作道路は路面に雨水がたまらないような<u>横断勾配</u>で施工とすること。 第2章 農用地造成工事 第1節～第7節 [略] 第8節 ほ場内沈砂池工 2－8－1 ほ場内沈砂池工 1～4 [略] 5 受注者は、ほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第1編1－1－<u>22</u>建設副産物の規定によるものとする。 第9節 [略] 第1章 [略] 第2章 水路トンネル工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 4－2－1 [略] 4－2－2 一般事項 1・2 [略] 3 保安 （1） [略] （2）受注者は、施工中異常を発見した場合、及び出水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合、<u>速やかに監督職員に報告するとともに、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。</u> ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、直ちに監督職員に<u>報告</u>するものとする。 4 [略] 第3節～第8節 [略] 第3章 [略]	

< 改定後（令和 7 年 10 月） >	< 現 行（令和 6 年 10 月） >	備 考
第 1 章 排水路工事・河川工事 第 1 節～第 3 節 [略] 第 4 節 構造物撤去工 6－4－1 一般事項 1 [略] 2 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第 1 編 1－1－<u>23</u> 建設副産物の規定によらなければならない。 3 [略] 6－4－2 [略] 第 5 節～第 1 5 節 [略] 第 7 章～第 9 章 [略] 第 1 0 章 フィルダム工事 第 1 節～第 4 節 [略] 第 3 節 原石採取工 1 0－5－1 原石山表土廃棄岩処理 原石山表土廃棄岩処理については、第 1 編 1－1－<u>23</u> 建設副産物の規定によるものとする。 1 0－5－2 [略] 第 6 節～第 1 2 節 [略] 第 1 3 節 雑工事 1 0－1 3－1～4 [略] 1 0－1 3－5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第 1 編 1－1－<u>23</u> 建設副産物及び第 1 編 1－1－<u>24</u> 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。 第 1 4 節 [略] 第 1 1 章 コンクリートダム工事 第 1 節～第 5 節 [略] 第 4 節 堤体工 1 1－6－1 コンクリート材料 1・2 [略] 3 材料の計量 （1） [略] （2） 受注者は、各材料の計量に当たり、一練り分ずつ質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、<u>第 3 章 3-7-4 材料の計量、表 3-7-1 計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。</u>	第 1 章 排水路工事・河川工事 第 1 節～第 3 節 [略] 第 4 節 構造物撤去工 6－4－1 一般事項 1 [略] 2 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第 1 編 1－1－<u>22</u> 建設副産物の規定によらなければならない。 3 [略] 6－4－2 [略] 第 5 節～第 1 5 節 [略] 第 7 章～第 9 章 [略] 第 1 0 章 フィルダム工事 第 1 節～第 4 節 [略] 第 5 節 原石採取工 1 0－5－1 原石山表土廃棄岩処理 原石山表土廃棄岩処理については、第 1 編 1－1－<u>22</u> 建設副産物の規定によるものとする。 1 0－5－2 [略] 第 6 節～第 1 2 節 [略] 第 1 3 節 雑工事 1 0－1 3－1～4 [略] 1 0－1 3－5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第 1 編 1－1－<u>22</u> 建設副産物及び第 1 編 1－1－<u>23</u> 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。 第 1 4 節 [略] 第 1 1 章 コンクリートダム工事 第 1 節～第 5 節 [略] 第 6 節 堤体工 1 1－6－1 コンクリート材料 1・2 [略] 3 材料の計量 （1） [略] （2） 受注者は、各材料の計量に当たり、一練り分ずつ質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、<u>容積で計量してもよい。</u>	

< 改定後（令和 7 年 10 月） >	< 現 行（令和 6 年 10 月） >	備 考
（３）・（４） [略] ４ [略] １１－６－２～８ [略] 第１節 [略] 第８節 雑工事 １１－８－１～４ [略] １１－８－５ 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第１編１－１－<u>23</u>建設副産物及び第１編１－１－<u>24</u>特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。 １１－８－６～７ [略] 第１２章 ＰＣ橋工事 第１節 [略] 第２節 一般事項 １２－２－１ [略] １２－２－２ 一般事項 １ 輸送工 （１）～（３） [略] （４） 受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。 なお、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に<u>連絡</u>し、取り替え又は補修等の処置を講じなければならない。 ２・３ [略] 第３節 コンクリート橋架設工 １２－３－１ [略] １２－３－２ 横組工 １・２ [略] ３ 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。 （１）～（５） [略] （６） 緊張管理計画書で示した荷重計の示度と、ＰＣ鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督職員に<u>連絡</u>するとともに、原因を<u>調査</u>し、適切な措置を講じなければならない。 （７）～（１１） [略] ４ 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。 （１）受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。 ア～エ [略] オ 体積変化率は、ＰＣグラウトのブリーディング率及び体積変化率試験方法（鉛直管方法）<u>（JSCE-F535）</u>に準じて求める値が－０.５～０.５％の範囲内であることを標準とする。 カ～ク [略] （２）～（６） [略] １２－３－３ [略]	（３）・（４） [略] ４ [略] １１－６－２～８ [略] 第７節 [略] 第８節 雑工事 １１－８－１～４ [略] １１－８－５ 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第１編１－１－<u>22</u>建設副産物及び第１編１－１－<u>23</u>特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。 １１－８－６～７ [略] 第１２章 ＰＣ橋工事 第１節 [略] 第２節 一般事項 １２－２－１ [略] １２－２－２ 一般事項 １ 輸送工 （１）～（３） [略] （４） 受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。 なお、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に<u>報告</u>し、取り替え又は補修等の処置を講じなければならない。 ２・３ [略] 第３節 コンクリート橋架設工 １２－３－１ [略] １２－３－２ 横組工 １・２ [略] ３ 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。 （１）～（５） [略] （６） 緊張管理計画書で示した荷重計の示度と、ＰＣ鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督職員に<u>報告</u>するとともに、原因を<u>確認</u>し、適切な措置を講じなければならない。 （７）～（１１） [略] ４ 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。 （１）受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。 ア～エ [略] オ 体積変化率は、ＰＣグラウトのブリーディング率及び体積変化率試験方法（鉛直管方法）<u>（JHS420-2004）</u>に準じて求める値が－０.５～０.５％の範囲内であることを標準とする。 カ～ク [略] （２）～（６） [略] １２－３－３ [略]	

< 改定後（令和 7 年 10 月） >		< 現 行（令和 6 年 10 月） >		備考																																																		
第 4 節　〔略〕		第 4 節　〔略〕																																																				
第 5 節　舗装工		第 5 節　舗装工																																																				
1 2－5－1～2　〔略〕		1 2－5－1～2　〔略〕																																																				
1 2－5－3　グースアスファルト舗装工		1 2－5－3　グースアスファルト舗装工																																																				
1　〔略〕		1　〔略〕																																																				
2　受注者は、基盤面に異常を発見したとき、 <u>直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して</u> 監督職員と協議しなければならない。		2　受注者は、基盤面に異常を発見したとき、 <u>その処置方法について</u> 監督職員と協議しなければならない。																																																				
3～5　〔略〕		3～5　〔略〕																																																				
6　接着剤の塗布に当たり、以下の各規定によらなければならない。		6　接着剤の塗布に当たり、以下の各規定によらなければならない。																																																				
(1)　〔略〕		(1)　〔略〕																																																				
(2)　接着剤の規格は表　12-5-1 (1) <u>及び</u> 12-5-1 (2) を満足するものでなければならない。		(2)　接着剤の規格は表　12-5-1 (1) <u>、</u> 12-5-1 (2) <u>及び 12-5-1 (3)</u> を満足するものでなければならない。																																																				
表　12-5-1 (1)　　　　　接着剤の規格（鋼床版用）		表　12-5-1 (1)　　　　　接着剤の規格（鋼床版用）																																																				
<table><tr><th rowspan="2">項　目</th><th>規格値</th><th rowspan="2">試験方法</th></tr><tr><th>ゴムアスファルト系</th></tr><tr><td>不揮発分（％）</td><td>50 以上</td><td>JIS　K　6833-1, 2</td></tr><tr><td>粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]</td><td>5(0.5) 以下</td><td>JIS　K　6833-1, 2</td></tr><tr><td>指触乾燥時間（分）</td><td>90 以下</td><td>JIS　K　5600</td></tr><tr><td>低温風曲試験（-10℃、<u>3mm</u>）</td><td>合格</td><td>JIS　K　5600</td></tr><tr><td>基盤<u>目</u>試験（点）</td><td>10</td><td>JIS　K　5600</td></tr><tr><td>耐湿試験後の基盤目試験（点）</td><td>8 以上</td><td>JIS　K　5664</td></tr><tr><td>塩水暴露試験後の基盤目試験（点）</td><td>8 以上</td><td>JIS　K　5664</td></tr></table>		項　目	規格値	試験方法	ゴムアスファルト系	不揮発分（％）	50 以上	JIS　K　6833-1, 2	粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]	5(0.5) 以下	JIS　K　6833-1, 2	指触乾燥時間（分）	90 以下	JIS　K　5600	低温風曲試験（-10℃、 <u>3mm</u> ）	合格	JIS　K　5600	基盤 <u>目</u> 試験（点）	10	JIS　K　5600	耐湿試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS　K　5664	塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS　K　5664	<table><tr><th rowspan="2">項　目</th><th>規格値</th><th rowspan="2">試験方法</th></tr><tr><th>ゴムアスファルト系</th></tr><tr><td>不揮発分（％）</td><td>50 以上</td><td>JIS　K　6833-1, 2</td></tr><tr><td>粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]</td><td>5(0.5) 以下</td><td>JIS　K　6833-1, 2</td></tr><tr><td>指触乾燥時間（分）</td><td>90 以下</td><td>JIS　K　5600</td></tr><tr><td>低温風曲<u>げ</u>試験（-10℃、<u>3cm</u>）</td><td>合格</td><td>JIS　K　5600</td></tr><tr><td>基盤<u>面</u>試験（点）</td><td>10</td><td>JIS　K　5600</td></tr><tr><td>耐湿試験後の基盤目試験（点）</td><td>8 以上</td><td>JIS　K　5664</td></tr><tr><td>塩水暴露試験後の基盤目試験（点）</td><td>8 以上</td><td>JIS　K　5664</td></tr></table>		項　目	規格値	試験方法	ゴムアスファルト系	不揮発分（％）	50 以上	JIS　K　6833-1, 2	粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]	5(0.5) 以下	JIS　K　6833-1, 2	指触乾燥時間（分）	90 以下	JIS　K　5600	低温風曲 <u>げ</u> 試験（-10℃、 <u>3cm</u> ）	合格	JIS　K　5600	基盤 <u>面</u> 試験（点）	10	JIS　K　5600	耐湿試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS　K　5664	塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS　K　5664	
項　目	規格値		試験方法																																																			
	ゴムアスファルト系																																																					
不揮発分（％）	50 以上	JIS　K　6833-1, 2																																																				
粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]	5(0.5) 以下	JIS　K　6833-1, 2																																																				
指触乾燥時間（分）	90 以下	JIS　K　5600																																																				
低温風曲試験（-10℃、 <u>3mm</u> ）	合格	JIS　K　5600																																																				
基盤 <u>目</u> 試験（点）	10	JIS　K　5600																																																				
耐湿試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS　K　5664																																																				
塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS　K　5664																																																				
項　目	規格値	試験方法																																																				
	ゴムアスファルト系																																																					
不揮発分（％）	50 以上	JIS　K　6833-1, 2																																																				
粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]	5(0.5) 以下	JIS　K　6833-1, 2																																																				
指触乾燥時間（分）	90 以下	JIS　K　5600																																																				
低温風曲 <u>げ</u> 試験（-10℃、 <u>3cm</u> ）	合格	JIS　K　5600																																																				
基盤 <u>面</u> 試験（点）	10	JIS　K　5600																																																				
耐湿試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS　K　5664																																																				
塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS　K　5664																																																				
(注) 基盤目試験の判定点は（ <u>二</u> 財）日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。		(注) 基盤目試験の判定点は（財）日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。																																																				
表　12-5-1 (2)　接着剤の規格（コンクリート床版用）　〔略〕		表　12-5-1 (2) 接着剤の規格（コンクリート床版用）　〔略〕																																																				
<u>〔削る。〕</u>		<u>表　12-5-1 (3) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）</u> <u>プライマーの品質</u>																																																				
		<table><tr><th><u>項　目</u></th><th><u>溶剤型</u></th><th><u>水密性</u></th><th><u>水性型</u></th><th><u>試験方法</u></th></tr><tr><td><u>指触乾燥時間</u> <u>(23℃)</u></td><td><u>60 分以内</u></td><td><u>30 分以内</u></td><td><u>60 分以内</u></td><td><u>JIS K 5600-1 ※1</u></td></tr><tr><td><u>不揮発分（％）</u></td><td><u>20 以上</u></td><td><u>50 以上</u></td><td><u>35 以上</u></td><td><u>JIS K 6833-1, 2 ※2</u></td></tr><tr><td><u>作　業　性</u></td><td colspan="3"><u>塗り作業に支障のないこと</u></td><td><u>JIS K 5600-1 ※1</u></td></tr><tr><td><u>耐　久　性</u></td><td colspan="3"><u>5 日間で異常のないこと</u></td><td><u>JIS K 5600-1 ※1</u></td></tr></table>		<u>項　目</u>	<u>溶剤型</u>	<u>水密性</u>	<u>水性型</u>	<u>試験方法</u>	<u>指触乾燥時間</u> <u>(23℃)</u>	<u>60 分以内</u>	<u>30 分以内</u>	<u>60 分以内</u>	<u>JIS K 5600-1 ※1</u>	<u>不揮発分（％）</u>	<u>20 以上</u>	<u>50 以上</u>	<u>35 以上</u>	<u>JIS K 6833-1, 2 ※2</u>	<u>作　業　性</u>	<u>塗り作業に支障のないこと</u>			<u>JIS K 5600-1 ※1</u>	<u>耐　久　性</u>	<u>5 日間で異常のないこと</u>			<u>JIS K 5600-1 ※1</u>																										
<u>項　目</u>	<u>溶剤型</u>	<u>水密性</u>	<u>水性型</u>	<u>試験方法</u>																																																		
<u>指触乾燥時間</u> <u>(23℃)</u>	<u>60 分以内</u>	<u>30 分以内</u>	<u>60 分以内</u>	<u>JIS K 5600-1 ※1</u>																																																		
<u>不揮発分（％）</u>	<u>20 以上</u>	<u>50 以上</u>	<u>35 以上</u>	<u>JIS K 6833-1, 2 ※2</u>																																																		
<u>作　業　性</u>	<u>塗り作業に支障のないこと</u>			<u>JIS K 5600-1 ※1</u>																																																		
<u>耐　久　性</u>	<u>5 日間で異常のないこと</u>			<u>JIS K 5600-1 ※1</u>																																																		
		<u>(注 1) ※1　適用する床版の種類に応じた下地材を使用すること。</u> <u>※2　試験方法は、JIS K 6833-1, 2、JIS K 6387-1, 2 などを参考に実施する。</u> <u>(注 2) 塗膜系床版防水層（アスファルト加熱型）のプライマーは上表の品質による。</u>																																																				
(3) ～ (5)　〔略〕		(3) ～ (5)　〔略〕																																																				
7 ～ 1 3　　〔略〕		7 ～ 1 3　　〔略〕																																																				

< 改定後（令和 7 年 10 月） >	< 現 行（令和 6 年 10 月） >	備考
第 1 5 章 [略] 第 1 6 章 地すべり防止工事 第 1 節 [略] 第 2 節 一般事項 1 6－2－1 [略] 1 6－2－2 一般事項 1 受注者は、施工中工事区域内に<u>新たに予期できなかった</u>亀裂の発生等異常を認めた場合、<u>工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちに監督職員に連絡</u>しなければならない。 2・3 [略] 第 3 節～第 1 5 節 [略] 第 1 7 章～第 1 9 章 [略] 第 2 0 章 推進工事 第 1 節～第 3 節 [略] 第 3 節 推進工 2 0－4－1～2 [略] 2 0－4－3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法） 1～8 [略] 9 受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に務めるほか第 1 編 1－1－<u>23</u> 建設副産物の規定によるものとする。 10 受注者は、異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合、直ちに監督職員に<u>連絡</u>するとともに、事後の処理について協議しなければならない。 11・12 [略] 2 0－4－4～6 [略] 第 4 節 仮設工 2 0－5－1～2 [略] 2 0－5－3 泥水処理設備工 泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。泥水処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第 1 編 1－1－<u>23</u> 建設副産物及び第 1 編 3－21－2 事業損失防止費の規定により処理するものとする。 なお、これにより難しい場合については、監督職員と協議するものとする。 2 0－5－4～6 [略]	第 1 5 章 [略] 第 1 6 章 地すべり防止工事 第 1 節 [略] 第 2 節 一般事項 1 6－2－1 [略] 1 6－2－2 一般事項 1 受注者は、施工中工事区域内に<u>新たな</u>亀裂の発生等異常を認めた場合、<u>直ちに監督職員に報告</u>しなければならない。 2・3 [略] 第 3 節～第 1 5 節 [略] 第 1 7 章～第 1 9 章 [略] 第 2 0 章 推進工事 第 1 節～第 3 節 [略] 第 3 節 推進工 2 0－4－1～2 [略] 2 0－4－3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法） 1～8 [略] 9 受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に務めるほか第 1 編 1－1－<u>22</u> 建設副産物の規定によるものとする。 10 受注者は、異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合、直ちに監督職員に<u>報告</u>するとともに、事後の処理について協議しなければならない。 11・12 [略] 2 0－4－4～6 [略] 第 4 節 仮設工 2 0－5－1～2 [略] 2 0－5－3 泥水処理設備工 泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。泥水処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第 1 編 1－1－<u>22</u> 建設副産物及び第 1 編 3－21－2 事業損失防止費の規定により処理するものとする。 なお、これにより難しい場合については、監督職員と協議するものとする。 2 0－5－4～6 [略]	